

# ごみの不法投棄



生活ごみや粗大ごみ、  
建築廃材など



許可標識がない  
ごみと疑わしき物を混入

## 不審な土砂の埋め立て

# を発見したら通報してください

(詳しくは裏面を御覧ください)

### 通報先



月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

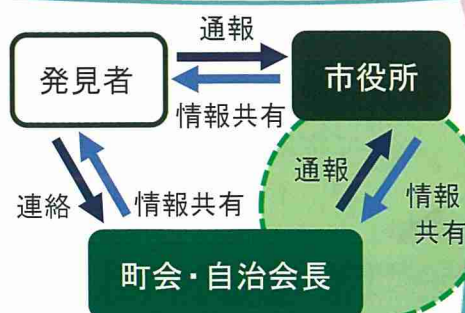
**☎ 0436-23-9858** 市原市役所 不法投棄対策・残土指導課

夜間と土・日曜日、祝日など上記以外の時間 (24 時間受付)

**☎ 0436-24-5374** 不法投棄ストップコール

### 情報提供に関する協定

平成 29 年 4 月に、市原市と市原市町会長連合会は「廃棄物及び土砂等の埋立ての情報提供に関する協定」を締結し、発見した方が市役所への直接の通報にためらいを抱いている場合でも、町会・自治会長に連絡・相談し、市役所へ情報を届けていただける体制をつくりました。



# 日常生活の範囲内で通報を

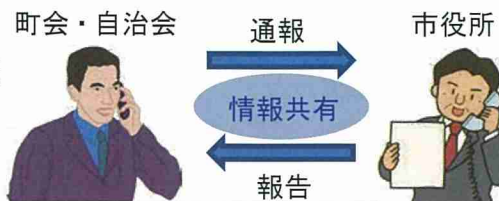
ごみの不法投棄や不審な土砂の埋め立てに対しては、早期発見が最も重要であり、市民の皆さまによる通報は行政にとって大きな力となっています。

## 町会・自治会員の皆さまへのお願い

通勤や買い物、散歩中など日常生活の範囲内で下記の事案を発見したら、本紙表面に記載している通報先に通報するか、町会・自治会長に連絡・相談してください。

### 町会・自治会長の皆さまへのお願い

町会・自治会員の皆さまから連絡を受けたら、本紙表面に記載している通報先に通報してください。また、通報後には市役所から対応経過などを御報告します。



# 通報いただきたい事案

## ごみの不法投棄



生活ごみ  
粗大ごみ  
建築廃材など

谷になっている地形など、人の目に付きにくい場所が狙われやすい。

## 不審な土砂の埋め立て



ダンプで土砂を下ろして、重機で造成している現場のうち、

- ①法令の許可標識を立てていないもの
- ②ごみと疑わしき物を混入しているもの

## 事業者との接触は避けてください

通報いただいた後、現地調査や事業者への指導は市役所が行います。市民の皆さまが事業者と直接対峙するとトラブルに巻き込まれるおそれがあるため、接触は避けてください。また、市役所から事業者に通報者の個人情報伝えることは決してありません。

## その他のお願い 定期的な監視活動に御協力いただける皆さまへ

不法投棄の監視パトロールを町会・自治会や地域団体などの組織として定期的に行っていただける場合、活動費を補助する制度がありますので、不法投棄対策・残土指導課に相談してください。

